

令和3年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年3月5日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	欠席	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠席				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
 事務局次長 西村 眞徳
 事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

農業委員 4番 樋田 都委員
 農業委員 19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第 15 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	16 件
議案第 16 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	43 件
議案第 17 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	1 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	9 件
追加議案第 18 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 19 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 2 年賃借料情報について
- ・令和 3 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・第 4 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 名中、17 名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、「4 番、樋田 都委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」の 2 名です。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「1 番、濱田 善純委員」、「18 番、清水 稔委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
 議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上
 程致します。
 番号 3 から 4 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 13 号、番号 3 から 4 について一括して説明しま
 す。
 番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「406
 ㎡」、3 条有償移転です。
 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がいないので、経営規模
 を縮小したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業経営に励みたい」
 であります。
 譲受人の経営面積 301.4a(アール)。
 本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
 第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
 要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
 要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
 当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
 件の全てを満たしていると考えます。
 続きまして、番号 4 について説明します。
 農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「422 ㎡」、外 2
 筆、計「694 ㎡」、3 条有償移転です。
 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がいないので、経営規模
 を縮小したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業規模を拡大したい」
 であります。
 譲受人の経営面積 259.1a(アール)。
 本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
 第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
 要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
 要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
 当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
 件の全てを満たしていると考えます。
 説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 3番と4番を説明させていただきます。

〇〇〇〇さんは高齢のため、ぼちぼち土地を手放している状態でございます。3番の〇〇〇〇君は大学を卒業して、こっちに帰ってきて、〇〇〇〇に務めたんですけど、父親といっしょに農業をやりたいということで、父親は〇〇〇〇の方に土地を持って農業をされておるんですけど、親子で熱心に〇〇〇〇でも栽培を始めまして、とても一生懸命がんばっている方でございます。

4番の〇〇〇〇君は〇〇〇〇歳ですけど、親も元気で〇〇〇〇君夫婦、また昨年4月には息子さんも帰ってきまして、3世代で一生懸命がんばっておられます。〇〇〇〇も手広くやっていますが、問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。

番号3、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号番号3について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「525㎡」、外1筆、計「628㎡」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「農家住宅用地」、転用理由、「現在、借家住まいをしており、子供の成長に伴い手狭になったので、申請地を譲り受け、住宅を

新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、上下水道管が埋設されている道路に面し、〇〇〇〇及び〇〇〇〇から 500m 以内の位置にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、上下水道管が埋設されている道路に面し、かつ概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設・医療施設等の公共公益的施設がある農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の 2 ページから 4 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18 番 先ほども説明しましたが、一生懸命がんばっている〇〇〇〇君です。近くに住宅を建てる所を探していたんですけど、〇〇〇〇さんの土地が見つかりましたので、ここで住宅を建てて、また農地も借りて一生懸命がんばりたいということです。どうかよろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。

番号 7 から 9 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第15号について説明します。

番号7から9まで一括して説明します。

番号7、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,054 m²」、外1筆、計「1,079 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「214.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「867 m²」、外1筆、計「1,259 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「79.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号9、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,726 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「41.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「41.6 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約191 aを共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1番

それでは番号7と8について説明します。

売り主は〇〇〇〇さん、実際は息子さんが経営をされていますけど、そちらの方から〇〇〇〇さん、両方の話でうまくいきまして、〇〇〇〇さんはこれから面積を増やしたい、倉庫を増やしたいとこれからの農業について前向きに経営されている方です。

8番の売り主〇〇〇〇さんは、まだ新規就農者で若いんですけど、面積を増やしているんですけど、たまたま〇〇〇〇さんが自宅の近くで農業をするということで、2人で話がまとまりまして、こういう話になりました。

よろしく申し上げます。

2番

番号9、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんですけど、昨日まで同じ地区の〇〇〇〇さんの方に耕作をさせていましたけれど、今回、期限が来た

ということで、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳、若手のホープですけれども、〇〇〇〇で売買が成立しております。

他に問題はないと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 10、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 10、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,196 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「302.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 では今の報告について説明します。

〇〇〇〇さんの旦那さんが作られていた農地なんですけど、息子さんも農家をされないということで、〇〇〇〇さん、これ住所が違うんですけど、同じ近所におられて、この息子さんちょっと下に出ておられて、近くの近所の方です。もう買われるということで、4、5年前に農家を始められて、とてもがんばっておられます。お父さん、まだ若いので、何も問題なく作っていってもらえると思います。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 11、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 11、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,923 m²」、外 2 筆、計「3,191 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「99.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 それでは番号 11 の説明をさせていただきます。
「〇〇〇〇」さん、今〇〇〇〇歳ぐらいなんですけど、2,3 年前まではがんばっていたんですけど、もうようしないということで、買手の「〇〇〇〇」さん、本人もまだばりばりでやっているんですけど、息子さんも、今勤めしているんですけど、会社を辞めて山の方やりたいということで、園地を増やしたいとのことで話がまとまりました。
承認よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号12から17まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号12から17まで一括して説明します。
番号12、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,234 m²」、外4筆、計「3,572 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「233.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,284 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「159.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「102 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「185.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号15、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「141 m²」、外1筆、計「148.44 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「277.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号16、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,823 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「154.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「346 m²」、外1筆、計「436 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「280.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番

それでは番号 12 から 14 まで説明させていただきます。

12 番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんに関しては、〇〇〇〇を代表するすご腕の農家で、大変優秀な農家でした。現在、歳は〇〇〇〇歳となられ、それでもがんばってくださいと周りからも盛り上げて、なんとかがんばっていただいたんですが、もう限界とのことで、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の方で、お父さんといっしょに〇〇〇〇〇に来て農地を増やされている方です。大変熱心な農家です。〇〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さんになら譲ってもかまわないということで、大変いい山です、これ。〇〇〇〇さんが買うことになりました。

13 番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんの園地を長年にわたり、〇〇〇〇さんのお父さんが小作で作られておられました。現在、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇なんですが、この方と両親で経営されております。契約がきましたので、今回から息子の〇〇〇〇さんの名前です。契りがきましたので、今回から息子の〇〇〇〇さんの名前で売買という形をとることになりました。何ら問題はありませぬ。

14 番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の方なのですが、現在は〇〇〇〇の方にお住まいで、こちらにはおられません。自宅に隣接する農地がありまして、近所の〇〇〇〇さんがその農地を買うという形になりました。

以上です。

9 番

それでは番号 15 から 17 まで説明させていただきます。

15 番、所有権を移転する者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇を過ぎて 1 人でやっているんですが、農地をもう手放したいということで、〇〇〇〇君、〇〇〇〇歳だと思ふんですが、お父さんといっしょにやられています。隣接している園地なんで、売買がこのように成立致しました。

続きまして 16 番、「〇〇〇〇」さん、もう〇〇〇〇歳くらいで、奥さんといっしょにがんばっていたんですが、もう手放したいということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇歳くらいだと思ふんですが、お父さんといっしょにがんばっておられます。それでこの際、〇〇〇〇さんが売りたいということで、〇〇〇〇さんが、「私が買いますか」ということでこういうふうには売買となっております。

17 番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇君。これも賃貸借で〇〇〇〇君がずっと作っておられました。そしたら〇〇〇〇さんが「もう私も年だし〇〇〇〇前なので、この際買ってもらえないだろうか」とのことで、こういう形となりました。〇〇〇〇君、大変優秀でがんばっておりますので、これから先も問題ないと思われまふのでよろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたら。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号18から20まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号18から20まで一括して説明します。
番号18、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「6,993 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「270.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「4,053 m²」、外3筆、計「5,853 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約136 aを共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号20、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,431 m²」、外4筆、計「3,160 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「368.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 18番を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。今回事情があつて農家を辞めることになりました。そして〇〇〇〇、この会社は、〇〇〇〇の篤農家〇〇〇〇さんの経営している会社です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係にあたるということで、〇〇〇〇さんの農地の大半を〇〇〇〇さんが引き受けるということになりました。

19 番を説明します。

〇〇〇〇さん〇〇〇〇歳ですけど、現在サラリーマンをされておられて、〇〇〇〇さんのお母さんがみかんを作っています。ですが今回、高齢ということで、〇〇〇〇さんもサラリーマンを続けるということで、近所の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳、彼は元々〇〇〇〇で〇〇〇〇をされていた方で、4,5 年前に辞めて就農されてばりばり農家をしています。

20 番、〇〇〇〇さんですけど、〇〇〇〇歳、昨年、〇〇〇〇で倒れられて、1 回退院して復活して、みかんを作っていたんですけど、山でこけてしまいまして、また入院されました。たぶん今回はちょっと活動できないだろうということで、農地をすべて処分したいと。〇〇〇〇さんには息子さんがおられるんですけど、もう農家はしないということで、手放す事になりました。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。〇〇〇〇さんの弟とお父さんの3人で経営をしているんですけど、お父さん、息子さんより仕事をする地元では鉄人と呼ばれるくらいすごい仕事です。今回息子 2 人に〇〇〇〇ずつ渡したいということで、この売買が成立しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号 21、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 21、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「143 m²」、外 1 筆、計「689 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「251.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 〇〇〇〇君、〇〇〇〇歳です。〇〇〇〇君は〇〇〇〇歳です。〇〇〇〇君はお父さんが〇〇〇〇とあって、結構やり手の方で、面積広くやっではおったんですけれども、その〇〇〇〇さんが亡くなりまして、園地の方をいろいろと荒れているような状態がけっこう出てきておりましたので、この際、同じ部落の〇〇〇〇君がそこを見かねてというわけではないですけど、買って作ろうかということで売買が成立しました。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 22、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「103.67 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「44.4 a」、こちらの案件は双方の合意により「〇〇〇〇」となっております。

「〇〇〇〇」の経営面積は「44.4a」となっていますが、子「〇〇〇〇」の所有する農地約0.7aを合わせると、約51aとなります。

〇〇〇〇の下限面積は、特例により「30a」となっており、売買においては、「20a」を追加した「50a」が下限面積となるため問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 それでは説明致します。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に住んでおられまして、親が亡くなられ、こちらの土地を処分している方です。〇〇〇〇となっておりますが、これは道路から離れて不便な所で、作り手もないような所です。買い手の〇〇〇〇さんは昨年も〇〇〇〇さんの土地を買われ、きれいに管理をされておられます。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。

番号54、事務局の説明を求めます。

事務局 ここで議案16号に入る前に差し替えの連絡をします。お手元に本日配布した「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」の18ページと19ページの資料、それから議案書の18ページと19ページをご覧ください。

該当箇所は、議案第16号76番と19ページにある77番について

です。農地の所有者である「〇〇〇〇」さんが亡くなられたため、法定相続人である「〇〇〇〇」さんが利用権を設定するようになりましたので、差し替えをお願いします。

それでは、議案第 16 号について説明します。

番号 54、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,817 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「78.1a」、期間「10 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 売り主は〇〇〇〇の方なんですけれども、高齢になってきて、農業を徐々に縮小したいということで、一方の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんは、夫婦そろって、兼業ではあるんですけど、農地をまだ増やせるという事で、作っていただけるということで、話がまとまりました。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 番号 55、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 55、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,102 m²」、外 7 筆、計「7,949 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「24.2a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「24.2 a」となっていますが、このたび借り受ける農地を合わせると、約「103 a」となり、下限面積を満たすため問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 〇〇〇〇さん、急に亡くなられて、法定相続人の方は農家しない、作らないということで、地元の方でいろいろ探されていたら、同じ〇〇〇〇の方〇〇〇〇さん、息子さんが〇〇〇〇なんです、サラリーマンを辞めて、農家をするということで、ちょうどいいくらいの面積あたるということで、みかん農家をがんばるということです。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして番号 56、57 一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 56、57 を一括して説明します。

番号 56、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「327 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「154a」、期間「10年1ヵ月」。

番号 57、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「831 m²」、外 2 筆、計「2,251 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「110.3a」、期間「5年」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 56 番について説明します。

〇〇〇〇さんなのですが、この園地ラックが無くて、ラックのある赤道までおろして、ラックを借りて運んでいたそうです。だいぶしんどくなったんで、その園地の横〇〇〇〇さんが作っているんですけど、もともと1つの山を2つに分けたということなんで、辞めるんだったら、そこ売ろうということで話がまとまりました。

57番、〇〇〇〇さんですが、だいぶ年をとってしんどくなったということで、〇〇〇〇さん、数年前に新規就農でやっているんですが、その間に〇〇〇〇さんのとこ、だいぶ手伝いに行ってたんで、山の状況も分かっているんで、何ら問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号58から67まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号58から67まで一括して説明します。

番号58、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「998㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「442.3a」、期間「6年1ヵ月」。

番号59、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「996

m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「169.7a」、期間「5年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 60、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「47 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「169.7a」、期間「5年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 61、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「690 m²」、外1筆、計「1,100 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「152a」、期間「29年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 62、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,557 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「233.9a」、期間「19年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 63、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,261 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「156.5a」、期間「5年1ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 64、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,523 m²」、外1筆、計「1,668 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、祖父「〇〇〇〇」の経営地約「69a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号 65、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「539 m²」、外1筆、計「1,155 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 66、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,827 m²」、外 2 筆、計「3,840 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「453.3a」、期間「20 年 1 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 67、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,303 m²」、外 5 筆、計「8,417 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「453.3a」、期間「20 年 1 ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 58 から 62 まで説明させていただきます。

58 番、貸し手〇〇〇〇、借り手〇〇〇〇。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇代の方なんですけど、農業はされておられません。会社員で、現在仕事をされております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん家の園地の隣を耕作されておられ、今回、拝借という形の契約となっております。

59 番、〇〇〇〇、貸し手〇〇〇〇、借り手〇〇〇〇。〇〇〇〇さんの息子さんが〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇の方から〇〇〇〇に出借に来られておられ、大変熱心に農家をされております。現在、〇〇〇〇の組合員でもあります。〇〇〇〇さんなのですが、大変経営面積が多く、現在、ちょっと縮小したい、手が回らなくなったということで、このような契約、番号 60 についても同じです。〇〇〇〇さんの園地を〇〇〇〇さんが作るという契約となっております。

続きまして 61 番、〇〇〇〇さん、借り手〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんは高齢の方ですが、〇〇〇〇歳の息子さんがおられ、いっしょに経営されておったのですが、去年、息子さんが事故と病気になられ、農家をするのが難しいということで、山をなんとか処分して、借り手がいれば貸したいということで、〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇さんの親戚にあたります。〇〇〇〇代の方ですが、息子さんがおられますので、その方に作っていただくとのことです。

続きまして 62 番、〇〇〇〇、これも〇〇〇〇さん。借り手は〇〇〇〇君。この方は先ほどからでられる〇〇〇〇から、〇〇〇〇に来ら

れて、〇〇〇〇の組合員になって一生懸命やられている方です。〇〇〇〇さんがこの方に是非という事でこのような契約になりました。

以上です。

9 番

それでは番号 63 から 67 までは私の方で説明させていただきます。

まず 63 番、貸し手〇〇〇〇さん、借り手〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の方で、〇〇〇〇君は甥っ子にあたりまして、園地も隣接していることから、この契約となっております。

続きまして 64 番、貸し手〇〇〇〇さん、借り手が〇〇〇〇君。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇を定年退職されて、経営されておるんですが、1 人では手一杯ということで、近所にお住いの〇〇〇〇君、〇〇〇〇歳になりますが、おじいちゃんが病気で動けなくなって、自分が経営したいということで、〇〇〇〇さんの園地を借りてやるという形で、この契約となっております。

65 番、〇〇〇〇さん。この園地も〇〇〇〇君が借りてやるということになっておりますが、これは先ほどの〇〇〇〇さんの園地と隣接しておりまして、〇〇〇〇さんもみかんを作っていない、農家をしていないんですが、契約が消えまして、貸していた方との契約が切れまして、誰かを探していたところ、〇〇〇〇君が「やります」ということで、この契約となっております。

66 番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。66 番の園地は、賃貸借で貸しておられまして、契約が切れて作り手がちょっといないところで、〇〇〇〇さんが、じゃ、私が作りますということで、66 番はこの契約となっております。あと 67 番なんですけど、この園地は 10 年以上前に伐採されて、荒廃園となって、雑木林とっていいような園地なんですけど、ここを〇〇〇〇さんがもう一度開墾してやってみるということで、この契約となっております。

以上です。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 68 から 70 についてですが、個人的な案件となっておりますので、議長を会長職務代理者である清水委員と交代し、退席しますので、休憩とします。

(休 憩)
(「〇〇〇〇委員」退席)

職務代理者 議長を交代し、再開します。
番号 68 から 70 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 68 から 70 を一括して説明します。
番号 68、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「555 m²」、外 7 筆、計「3,083.34 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「248.9a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 69、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,565 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「248.9a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 70、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「388 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「248.9a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
説明は以上です。

職務代理者 地元委員の説明を求めます。

10 番 68 番を説明します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇歳。この方は若い頃に腰を悪くされて、ずっと悪いなりにがんばっておられたんですけど、今回限界だということで、リタイアするということ。また、娘さんばかりで後継者がいないと、跡取りがないということで、すべて処分することになり

ました。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。〇〇〇〇の息子さんで、お父さんに似てすごくやり手でまだまだ畑を増やしたいということで、〇〇〇〇さんの畑を作ることになっております。

69番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。ずっと1人で農家をされていたんですけど、今回ちょっと縮小したいということになりました。〇〇〇〇さんがちょうど畑が隣ということで、〇〇〇〇君が作ることになっております。

次に70番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇在住ですけど、元々今回リタイアする〇〇〇〇さんが小作していた畑です。そこを引き続いて〇〇〇〇君が作ることになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

職務代理者 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

職務代理者 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

職務代理者 それでは承認することと致します。

職務代理者 議長を交代しますので、休憩とします。

(休 憩)

(「〇〇〇〇委員」着席)

議 長 それでは議長を交代し再開致します。

議 長 番号71から89までは、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号71から89まで、一括して説明致します。

番号71、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「958㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「153.4a」、期間「2年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号72、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「898 m²」、外6筆、計「8,406 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「270.3a」、期間「1年11ヵ月」。

番号73、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,599 m²」、外1筆、計「2,764 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「131.3a」、期間「1年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号74、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,005 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「230a」、期間「9年11ヵ月」。

番号75、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,503 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「118a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号76、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,338 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「115.5a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号77、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「375 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、この度、議案16号番号77から83にて、借り受ける農地を合わせると、下限面積を満たすため問題はありません。

番号78、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「784 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」。

番号79、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,318 m²」、外1筆、計「2,086 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号80、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「911 m²」、外1筆、計「1,615 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号81、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「975 m²」、外1筆、計「1,596 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号82、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「430 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「4年11ヵ月」。

番号83、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,155 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号84、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「415 m²」、外1筆、計「453 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「209.9a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号85、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「66 m²」、外4筆、計「662 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「16.6a」、期間「2年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「16a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「131a」を耕作しているため、下限面積に問題ありません。

番号86、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「577㎡」、外1筆、計「838㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「223.8a」、期間「4年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号87、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「521㎡」、外1筆、計「623㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「223.8a」、期間「4年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号88、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「785㎡」、外2筆、計「3,069㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「186.2a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号89、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「93㎡」、外1筆、計「327㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「199.1a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10番

71番から説明します。

71番の〇〇〇〇さんは高齢で、みかん作りはしておりません。以前、この山を小作していた方が亡くなられて、今回〇〇〇〇さん、〇〇〇歳。2年前にUターンしてみかん作りをしております。ばりばりの若手で、面積を今増やしているところです。

72番、これは先ほど所有権移転のところで説明した〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの案件の残りの分ということになります。ここの分は、来年購入予定ということで使用貸借となっております。

73番、〇〇〇〇さん。これも所有権移転のところで説明した、〇〇〇〇をおこして復活したけどまたこけて、今回リタイヤされると。こ

の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。今年、娘婿になる方がみかん作りをしたいということで、ちょうど畑が隣ということで、畑をあたることになりました。

74番、〇〇〇〇さん。この方は高齢で今回リタイアするということで、畑が隣の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。元々〇〇〇〇だったんですけど、5年程前に仕事を辞め、就農してばりばり農家をやっておられます。

75番、〇〇〇〇さん、ここは前小作者の方が縮小したいということで、畑が隣の〇〇〇〇君、〇〇〇〇歳。この方もサラリーマンをしておりましたが、2年前に会社を辞めて、みかん作りをして、ばりばりのりにのっている農家さんです。

76番、これが先ほど訂正があった〇〇〇〇さん。亡くなられた〇〇〇〇さんは元々はやり手の農家さんだったんですけど、数年前くらいから体調を崩して、縮小してやっておられましたけど、さらに去年ぐらいから、もう体調が悪くなって残りの畑を手放したいということになりまして、ちょうど〇〇〇〇さんの倉庫の前がこの畑ということで、話がまとまっております。

77番、同じく〇〇〇〇さんの畑を今回〇〇〇〇さん、この方は今年、〇〇〇〇で2年の研修を終えて就農された方です。今年から〇〇〇〇で生産者としてがんばっていくんですけど、ちょうど畑を探しているときにこの話がでまして、作ることになりました。

78番、〇〇〇〇さん。この方は高齢でみかん作りはしておりません。前の小作者が縮小したいということで、今回就農が決まっている〇〇〇〇君に話が決まりました。

79番、〇〇〇〇さんですけど、今回就農する〇〇〇〇君が元々アルバイトとして7年間〇〇〇〇さんのところに入っていたということもありまして、この就農のお祝いということで、畑を〇〇〇〇君に渡したいと申し出てくれまして、作ることになっております。

80番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳くらいで、今回高齢で縮小したいと。で、その時にちょうど〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの倉庫が近所という関係もありまして、〇〇〇〇君と仲良しでした。その関係もありまして、〇〇〇〇さんのところに最後の1年は研修に入りまして、〇〇〇〇さんの畑を作ることになっております。

81番、〇〇〇〇さんは、先ほどの〇〇〇〇さんの奥さんです。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇に養子に入っていますので、名義が〇〇〇〇さん名義です。それを今回就農する〇〇〇〇君が作るということです。

82番、〇〇〇〇さんは高齢で、みかん作りはしておりません。前の

小作していた方が縮小したいということで、手放した畑を〇〇〇〇君に話がまとまりました。

83番、〇〇〇〇さん、これも前の小作していた方が縮小したいということで、ちょうど〇〇〇〇君に話がまとまった案件です。

84番、〇〇〇〇さん、この方もみかん作りはしておりません。息子さん〇〇〇〇で、全部畑を小作に出していたんですけど、前の小作された方が縮小したいということで、今回〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。中堅どころのばりばりやり手の方で、2年前まで〇〇〇〇をされていた方です。

85番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。3年ほど前に息子さんが亡くなられて、縮小してずっとみかん作りをやっておられたんですけど、今回リタイアするという事になっております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳〇〇〇〇で今、〇〇〇〇、元々は〇〇〇〇をされていた方です。熱心な農家さんです。

86番、先ほどのリタイアする〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さん、この方は5年前に会社を辞めて、Uターンしてみかん作りをされております。今、いい畑を探してどんどん増やしていくところです。

87番、〇〇〇〇さん。この畑は元々〇〇〇〇さんが小作していた畑でして、先ほど説明したUターンして帰ってきた〇〇〇〇さんと親戚関係になるということもありまして、〇〇〇〇さんが作る事になっております。

88番、〇〇〇〇さん、腰を悪くして今回リタイアされる方です。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。この方と〇〇〇〇さんは親戚関係ということで、〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さんが小作するという事です。

89番、これも〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳。ちょうど畑が隣ということで、話がまとまっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

12番 　　ちょっとかまいませんか。土地の話とは違うんですけど、〇〇〇〇さん、新規にやられるということなんですけど、土地はこのように借りることはできるけど、農業するとなると、倉庫とか資材とか農機具とかいろいろ買わないといけなくなると思うんですけど、その点、地元としてどのようなサポートをされておるのかちょっとそこらのほう参考に聞かせてもらえたらと思います。

10番 共選内で担い手新チームというのを立ち上げておまして、そのメンバーがサポートにあたるんですけど、〇〇〇〇君の場合は、たまたま、いい倉庫を借りることができまして、倉庫とあとトラックなんかは〇〇〇〇さんが譲ってもいいと、〇〇〇〇さんは縮小するというので、軽トラックでできると。道具なんかは共同で使う。その他こまごました草刈り機・耕運機・その他必要な物は、研修に入った農家さんが研修生に支払う労賃の約半分を積み立てしているんですよ。その積み立て分が2年間積み立てするんで、そこそこ大きい額の積み立てになります。それで、ほぼほぼ新品の動噴とか、トラックとかは買えませんけど、農機具なんかは新品で買えるぐらいの積み立てがあるので、そういった積立金、後は就農するときの補助金などを使っています。

12番 ありがとうございます。

議長 その他なにかございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号90から96まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事務局 番号90から96までは再設定及び再設定扱いの案件となっています。番号90、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,098㎡」、外10筆、計「4,881㎡」。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「87.5a」、期間「4年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 90 から 96 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 時間も 1 時間以上過ぎていますので、ここで休憩に入りたいと思います。
14 時 55 分から再開します。
- (休 憩)
- 議 長 再開致します。
- 議 長 続きまして、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。
番号 7、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 17 号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。
番号 7、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「815 m²」、外 1 筆、計「2,483 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
経営面積「393.7a」、期間「5 年」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 〇〇〇〇さんは〇〇〇〇をされておりまして、この畑を〇〇〇〇さ

ん、〇〇〇〇歳が作っております。今回、契約が切れて、再度契約するんですけど、今回、中間管理機構を通して契約ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 2 号について説明します。
番号 4、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,726 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 18 号番号 1 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「64 m²」。

申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
「〇〇〇〇」です。

転用目的「駐車場用地」、転用理由、「家族が所有する車の台数が多くなり、駐車場が不足したため、自宅に隣接する申請地に駐車場を整備したい」とのことです。

追加議案の参考資料の1ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、上下水道管が埋設されている道路に面し、〇〇〇〇から500m以内の位置にあります。このことから、申請地の農地区分は農地法の運用通知により、上下水道管が埋設されている道路に面し、且つ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設・医療施設等の公共公益的施設がある農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。ただこの土地につきましては、昭和61年5月頃にすでに駐車場に整備されており、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しております。

参考資料2ページから3ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 先ほど事務局から説明があった通りで、私らが特別にいうことはないんですが、1つだけ付け加えさせていただきたいと思います。2ページの地図を見ながら、進めたいと思いますけど、問題の土地、黒く塗られておりますけど、左側の西側から大きな道があると思いますけど、黒い問題の土地より北側、3番目に〇〇〇〇という番地がありますけど、そこに〇〇〇〇さんの娘さんが家を建てられるそうです。

それで、先ほどに道のところから建設業者さんが資材を運んだりするのにずっとそこまでの道筋を調べて、畑までは通れないそうですが、その黒く塗られているところが、まだ畑になっているのが分かったそうです。説明有りました通り、反省されております。

また、まじめな方なのでよろしく申し上げます。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地副部長より報告をお願いします。

1 番 ○○○○が所用で今日は欠席ということで、私が代理ということで、報告させていただきたいと思います。

先日、○○○○さんと○○○○さんと事務局と私とで現場に行き、検証した結果、みなさんに説明して、先ほど1時から農地部会を開き、みなさん、満場一致でこれは許可しますということで、結論出ましたので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第19号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第19号を説明します。

議案書にあるとおり、来年度の別段面積について、「1. 特定の区域に限定した設定」として、川之石地区30a、磯津地区40aとする。

「2. 空き家に付属した農地に限定した設定」として、農業委員会が指定した農地に限り1aとすることを提案するものです。

参考資料の4ページをご覧ください。現在、公表している下限面積について掲載しています。

農地法第3条の許可要件である下限面積50aについては、面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で、下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができますこととなっています。

当市におきましては、現在、川之石地区で30a、磯津地区で40aの別段面積を設定しております。

また、空き家に付属した農地につきましては、空き家対策及び移住定住促進対策として八幡浜市空き家バンクに登録された、空き家に付属した農地の有効利用と遊休農地の解消をはかるため、農業委員

会が指定した農地に限り別段面積 1 a と設定しております。

この件につきましては 5 ページに掲載しています 2015 年の農業センサスに基づく資料により、先ほど農地部会にてご検討頂きまして、結果、令和 3 年度の別段面積は、今年度と同様とすることをご承認いただいております。

以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地副会長より報告をお願いします。

1 番 今、事務局からご報告があった通り、そのことについて討議しました。満場一致でこういう話にしますということです。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時20分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年3月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 濱田 善純

議事録署名人 清水 稔